

会 議 録

会 議 名	令和元年度第 1 回野田市公契約審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 会長の選出について (公開) (2) 会長職務代理者の指名について (公開) (3) 平成 30 年度の野田市公契約条例の運用状況について (報告) (公開) (4) 令和元年度の最低賃金を踏まえた最低額について (公開) (5) 今後の課題について (公開)
日 時	令和元年 12 月 19 日 (木) 午後 3 時 30 分から午後 5 時 20 分まで
場 所	市役所高層棟 4 階 庁議室
出席委員氏名	荒井 茂、早川 康平、戸邊 克己、森田 耕介、岡田 寿幸、原 崇人
事 務 局	鈴木 有 (市長)、今村 繁 (副市長)、佐賀 忠 (総務部長)、中村 利夫 (管財課長)、初見 龍一 (管財課長補佐兼契約係長)、古谷 健人 (管財課契約係主任主事)、小島 繁樹 (管財課契約係主任主事)
傍 聴 者	4 人
議 事	
<p>令和元年度第 1 回野田市公契約審議会の会議結果 (概要) は、次のとおりである。</p> <p>1 開会</p> <p>管財課長補佐 ただ今から令和元年度第 1 回野田市公契約審議会を開会します。</p> <p>本日の会議は、委員 6 名の出席をいただいておりますので、野田市公契約条例第 14 条の 6 第 2 項の規定により会議は成立しております。</p> <p>本日の資料について、15 及び 18 ページの差し替えをお願いします。また、「令和元年度立入調査実施報告」を追加資料といたします。</p> <p>なお、会議録作成のため、録音させていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>次に、4 名の方から傍聴の申出がございましたので、これから入室していただきます。なお、会議途中でも傍聴の希望があった場合には、会議に支障がないと判断したときは傍聴を認めたいと思いますので、委員の皆様には御了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>市長 市が発注する工事などの請負業務に従事する労働者の適正な賃金を確保するため、野田市が平成 21 年 9 月に公契約条例を制定してから、今年で 10 年を迎えました。</p> <p>条例制定後は、全国各市からの反響が大きく、今日現在で 371 件の視察を受け入れておりますが、これまでに公契約条例を制定した自治体は、野田市を含め 46 団体を把握しており、この中には理念だけを掲げるなど野田市の期待とは異なる形の条例となっているものもございます。</p>	

一方国では、依然として具体的な動きが見られない中、法定最低賃金の全国加重平均が1,000円になることを目指すとし、最低賃金が平成28年度から毎年3%程度上昇しております。

このような状況において、全国の自治体に公契約条例を制定してもらうために野田市が行わなければならない対策に加え、野田市が採用している職種別賃金の職種間の差額が縮まっていることなどについても、対策を講じなければなりません。

委員の皆様には、野田市の抱えております公契約の難題について、答えを出すことが非常に困難であるということは十分承知しておりますが、最終的には国を動かすために、まず他の自治体にも動いてもらうということを大前提として、慎重な御審議をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

事務局から新任委員（早川康平委員）を紹介

4 議事

(1) 会長の選出について

管財課長補佐 それでは議事1「会長の選出について」に入らせていただきます。

野田市公契約条例第14条の6第1項の規定により、会長が議長となるとされておりますが、今回は、委嘱替えの後、初めての会議であることから、会長が不在となっておりますので、仮議長について、市長に務めていただきたいと思っております。

仮議長 会長の選出につきましては、野田市公契約条例第14条の5第1項の規定により、委員の互選により選任することとなっておりますが、その方法についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

A委員 指名推薦がよろしいと思っております。

仮議長 ただ今、「指名推薦」との御意見がありましたが、御異議ございませんか。

<異議無しの声有り>

仮議長 御異議ないようですので、指名推薦により選出いたします。御推薦がありましたらお願いいたします。

A委員 これまでに引き続き、原委員にお願いしてはいかがでしょうか。

仮議長 ただ今、「原委員」という御発言がありましたが、ほかにございますか。

<意見無し>

仮議長 ほかにないようですので、会長は「原委員」にお願いしたいと思っておりますが、御

異議ございませんか。

<異議無しの声有り>

仮議長 御異議ないようですので、「原委員」に会長をお願いしたいと思います。会長が決まりましたので、仮議長を降りさせていただきます。御協力ありがとうございました。

管財課長補佐 それでは、原会長には、会長席にお進みいただき、御挨拶をいただきたいと思います。

会長 引き続きよろしく申し上げます。公契約条例について、野田市は先駆的に取り組み、審議会の委員として携われることを光栄に思っております。公契約条例の目的は労働者の賃金の適正化にあります。その反面、事業者には市からの受注業務とその他の業務で不均衡が生じることもあり、この審議会では、労働者と事業者の双方が委員となられておりますので、かつ達に意見を交わしてバランスのとれた審議会にするとともに、野田市の公契約条例が全国へ更に広がるよう、審議をしていきたいと考えておりますので、今後もよろしく申し上げます。

管財課長補佐 ありがとうございました。これからの議事につきましては、原会長に議長をお願いいたします。なお、市長は、公務のため、ここで退席させていただきます。

<市長退席>

(2) 会長職務代理者の指名について

議長 続きまして、議事2「会長職務代理者の指名について」に移ります。会長職務代理者につきましては、野田市公契約条例第14条の5第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員となっていることから、前副会長である岡田委員を指名させていただきます。

岡田委員、御承諾いただけますでしょうか。

岡田委員 承諾いたします。

議長 それでは、岡田委員に副会長をお願いしたいと思います。

(3) 平成30年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

議長 続きまして、議事3「平成30年度の野田市公契約条例の運用状況について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

B委員 6ページ、建築一式工事のところで、普通作業員の割合がとても多いと思います。普通作業員の定義は、主に人力による作業に従事する方だと思いましたが、事業者がどのように職種分けをしているか、また、労働者一人一人の業務内容がどのようなものなのか、確認はしているのでしょうか。

管財課長 事業者からの申告としています。

B委員 普通作業員の割合が高いということは、職人不足で経験の少ない方が多く現場に入っているのかもしれないと誤解され、さらには野田市内の建設事業者への信用がなくなってしまうのではないのでしょうか。

副市長 賃金台帳などを確認していますが、それぞれの労働者が現場でどのような作業に従事しているかは確認しておりません。今後、公契約条例を運営していくに当たり、業務内容を適正に把握することは重要であるため、御指摘のとおり、そのような調査も行っていきたいと考えております。

C委員 職種の区分けは、どのように決まるのでしょうか。例えば、資格所持者や、重機を操作するような場合は、普通作業員となるのでしょうか。

B委員 国から示されているものでは、普通作業員は主に人力で作業を行う作業員として定義されており、機器を操作する作業員は特殊作業員と定義されています。私は、本来、特殊作業員が行う作業を行っているにもかかわらず、普通作業員として報告されているのではないかと危惧しています。とび工も一人だけしか記載されておらず、本当に一人だけなのかと疑問に思ったので質問しました。

A委員 原則的には普通作業員は、現場では普通に作業する作業員です。さらに、軽い作業の場合は、軽作業員とされています。オペレーターに関しては、特殊作業員であったり、特殊運転手となりますが、車の運転手であれば一般運転手と区分されます。区分は本来しっかり行わないといけません、オペレーターであっても、必ずしも現場でオペレーターを行っているわけではないため、現実的に普通作業員とされていることもあると思います。

D委員 仮に特殊作業員の仕事を普通作業員として報告していると、公契約条例の違反になりかねないため、B委員の指摘は、そのとおりだと思います。現場の確認までは難しいかもしれませんが、発注段階で、余りに比率がおかしいものに関しては、調査をお願いしたいと思います。

C委員 8ページ、継続中の業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定の対応状況の中で、他の職場への影響や給与バランスを懸念する2件については適用を見送っ

たとされていますが、前年度の報告でも同じように2件ありましたが、同じ事業者なのでしょうか。

管財課長 同じ事業者です。

C委員 その対応は昨年と同じなのでしょうか。

管財課長 長期継続契約等の場合は、基本的には当初の契約時の最低額が期間中続くこととなりますが、平成30年度の最低額から、最低賃金と最低額が逆転するおそれがある職種について、逆転されないよう設定することとしております。契約上の義務ではないため、引上げに応じていただけるかどうかお願いしております。

C委員 この長期継続契約等を締結している二つの事業者は、まだ何年間か続いていくのでしょうか。

管財課長 一つは今年度で満了となります。もう一つは、令和4年度まで継続となります。

副市長 公契約条例を施行した当初は、最低賃金が上昇していくことは想定しておらず、指定管理は基本的に5年、長期継続契約は最長で6年ということもあり、最低賃金が下がったとしても、労働者に支払われる給与が下がらないように、初年度の最低額を上回る賃金が労働者へ支払われることを想定していました。

しかし、最低賃金が下がることはなく、上がり続けたため、逆に長期継続契約期間中に、最低額が最低賃金を下回るようなケースも予測されましたが、仕様書の中で規定していないため強制はできませんでした。現在は、新たに長期継続契約や指定管理協定を締結するものは、仕様書に記載して対応していますが、当時は記載していなかったため、市が差額分を負担することで、最低額を上げることをお願いしました。しかしながら、事業所内のバランスが崩れるため、対応することが不可能と回答されたのが、この2件となります。

D委員 断られた理由について、具体的に教えてください。

管財課長 野田市以外でも事業を展開されているため、その事業所内で野田市発注の業務に従事する方と、それ以外の方で同じ内容の業務であっても差が生じてしまうというものです。

副市長 野田市の発注する業務だけが対象のため、事業者から見ると一部の業務だけで、当初から差が生じることに割り切って対応する事業者もありましたが、全体のバランスが崩れるため対応が困難な事業者もありました。保育所や介護施設は、賃金がまだ安いので、市としては上げていきたいと思っておりますが、事業所内のバランスのことを考えると小幅にせざるを得ない状況です。

D委員 事業者としては、市から発注する業務は全体業務の一部のため、事業者に市の方針を強制させるわけにもいかないと思いますが、恐らく市の一番の理想は、先駆的に最低額を上げて、それが更に他の職種にも波及して、全ての労働者に適正な賃金が支払われることだと思うため、難しいことだとは思いますが、引き続き説得を続けもらいたいと思います。

A委員 9ページ、賃金条項型の公契約条例の制定状況について、賃金条項型でない自治体は、最低賃金をクリアしていれば良いと考えているということでしょうか。

管財課長 賃金条項型の条例は、最低賃金を更に上回る金額を設定しているものですが、そうではなく、奈良県のように最低賃金以上を支払うことを規定している条例もあります。

A委員 最低賃金以上を支払うことは、当然のことではないでしょうか。最低賃金以上を支払うことを規定している条例は、条例として意味があるのでしょうか。

副市長 条例とすることについては、最低賃金法に違反しているわけではないので、問題はありません。ただし、法律と同じことを規定しているため意味がないと思います。

根本前市長のときに、全国になかなか波及していかないため、サミットを開きたいと考えていましたが、このような実質的に意味がない条例を制定したり、理念だけを掲げた条例を制定する自治体も出てきたため、このような自治体を集めても、野田市が目指す公契約条例とは異なるため、サミットを開催しても波及は難しいだろうと断念した経緯があります。野田市としては、このような条例は作ってほしくないという思いはあります。賃金以外の規定については、職場環境の向上などを規定し、有効な面もあるとは思いますが、賃金条項がないという点では、公契約条例を骨抜きにするような条例であると考えています。

(4) 令和元年度の最低賃金を踏まえた最低額について

議長 続きまして、議事4「令和元年度の最低賃金を踏まえた最低額について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 令和2年度の最低額の設定が一番喫緊の課題だとは思いますが、今後の課題にもつながるため、令和3年度及び4年度のこと踏まえて、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

副市長 14ページの実際の賃金水準を勘案する職種について、いずれも最低額が最低賃金を下回るおそれがないことから、引き続き令和2年度の最低額を同じ額で設定していますが、最低賃金を上回れば良いという発想になってしまっています。次の課題の

ところにもありますが、この現状を打破するためには、発想自体を変えていかなくてはいけないと思っています。

E委員 今お話しがあった実際の賃金水準を勘案する職種は、事業者と協議を行った結果、適用を見送った職種と同じでしょうか。

管財課長 見送った職種とは別です。

D委員 恐らく先ほどの見送った職種は、最低額を改定したので、長期継続契約の事業者をお願いをしたけれど、その額は採用しなかったということで、実際の賃金水準を勘案する職種は最低額に変更がなかったという意味だと思います。

E委員 18ページの表を見ると、実際の賃金水準を勘案する職種だけ据置きになっていますが、理由はありますか。

管財課長 これまでハローワークなどの情報や事業者の意見を踏まえながら1,000円に据え置いてきている状況です。

副市長 例年、ハローワークや広告に出ている金額を参考にしていますが、それでは結果的に上がっていない状況であると記憶しています。最低賃金は上がっているにもかかわらず、この職種だけずっと同じ最低額なのは、把握できる範囲が狭いためであり、設定方法が適正であるのか非常に悩ましいところです。ただ、電話交換業務に関しては、業務自体が減ってきているということも関係しているのかもしれませんが。

賃金センサスもなかなかうまく使えず、相場の把握をどうすれば良いかということも大きな課題と認識しています。

D委員 その点に関連して、18ページの表で、事務員等と火葬業務を比べると平成29年度は事務員等の方が低かったですが、令和2年度は40円も事務員等の方が高くなっています。どちらが高いのが正当かは分かりませんが、この二つに関しては、逆転現象が起きています。この点について、どのように考えているか教えてください。

管財課長 事務員等と火葬業務については、どちらも職員の給与を基準として設定する職種です。事務員等については、令和元年度までは最低賃金の上昇率を勘案してきましたが、令和元年度で1,000円に達したことから、令和2年度は、市職員の給与の上昇率を勘案することとしました。火葬業務については、市職員の給与を基準としております。その結果として、逆転が生じており、課題として認識しております。

D委員 一つ一つ対応しては、不具合やひずみが出て、ややこしくなると思います。14ページの施設の電話交換等について、考え方の問題ですが、長期継続契約のため据置きという考えもあると思いますが、先ほど話がありました最低額を上げたため事業者が賃金を上げるようお願いする市の姿勢は立派だと思いますが、その反面、同じ発

想がここに出ていないかなという気がします。長期継続契約であっても、賃金を上げていくという意気込みを見せてほしいと思います。予算の関係もあることは重々承知して申し上げますが、いかがでしょうか。

管財課長 事業者の給与水準を把握することやハローワークなどから相場を確認し、据置きとしてきました。

D委員 公契約条例は、他の職種に関しては、最低額を上げようということで頑張っていると思います。それぞれの上げ幅は難しいところがあり、最低賃金の上昇率を勘案したり、市職員の給与を勘案したり、いろいろなものを勘案するため、上昇率が違うことは分かりますが、この職種だけ事業者の考え方や、ハローワークの相場状況であり、発想が理想論から現実論に戻ってしまっているように感じます。長期継続契約でも、初年度の最低額を据置きではなく、最低額を改定して事業者をお願いしているものがあるにもかかわらず、ここだけハローワークの相場状況と賃金水準が同じため改定しないということは気になります。

副市長 基準の考え方については、なるべく公的な指標が必要と考え、工事については、公共工事設計労務単価を使用し、委託については、参考となるものがなかなかないため、同じような職種がある市職員の単価や建築保全労務単価を使用することとしました。賃金センサスも使用したいと考え、当時、日弁連の公契約が詳しい方に相談しましたが、これを使うことは難しいということでした。公的な指標が参考とされない職種については、賃金相場を勘案することとしましたが、相場の把握自体が難しく、これらの職種だけ置いてきぼりになっていると思います。

最低賃金はどんどん上昇し、他の職種は多少なりとも最低額を引き上げてきているにもかかわらず、これらの職種は相対的に下がっており、条例制定当初は高かったものが、今では低い方になってしまっております。最低賃金を上回っているため来年も変更しないという発想は、非常に問題があると思います。そういう意見も踏まえますと、幾らにするかは別として、令和2年度について、少し上げた方がよいという御意見があれば、検討をしていきたいと思っております。

D委員 事務員等が平成29年度に968円で、電話交換等が1,000円であったものが、逆転されており、これで良いのかと思います。基準が何もないのだとすれば、市職員給与の上昇率を基準として使えばよいのではないかという意見を出させていただきたいと思っております。

C委員 18ページの表では、火葬業務のところ、1.31%となっています。ここで新しい率が出てくるのは、職種によって率を変えているのでしょうか。

総務部長 職員の給料表自体が、一律に何%ということではなくて、今の傾向ですが、若手の給料、金額が低い方が上がるような形となっております。同じ給料表でも、上昇率に差が生じております。

副市長 職員の給料表が、最低賃金の上昇率よりずっと少なく、期末手当等も関係してくるので、どうしても職員の給料表を基準にしてきた職種は、逆転されるということになってしまっております。最低賃金は約3%で上がり続けてきていますが、人事院勧告は、そこまで上がってこないなので、それがだんだんひずみになってきております。火葬業務については、当該業務に従事する市職員が今はおらず、指定管理者制度を導入した相当前にいなくなっています。

そのため、職員の給与を基準にしても良いのかという問題もあり、最低賃金が上がったことに対し、どのように取り繕うかということへの対応に追われている中で、基となる基準の考え方を全く変更せずに進めてきたため、相当にひずみが生じております。令和3年度に向けて、発想を大きく変えないと、解消できないと考えております。

C委員 18ページの表を見る限りだと全て何らかの金額に対しての上昇率かと思いましたが、火葬業務を含めて、栄養士や保育士などの市職員の給与を基準とする職種については、最低賃金の上昇率には影響されない職種であると解釈してよろしいでしょうか。

副市長 そのとおりです。

D委員 火葬業務の特殊勤務手当というのは基本給という考え方で、特殊手当が別途付いているということでしょうか。また、時給では幾らでしょうか。

管財課長 月額で14,000円です。

D委員 160時間働いたとしたら時間当たり88円になります。今後のこともありますので、15ページの市職員の給与を基準とする職種の栄養士、看護師、学芸員等で特別手当、特殊手当が別途あるものはありますか。

管財課長 火葬業務のほかにはございません。

D委員 火葬業務であれば、令和元年度の990円に別途特殊勤務手当があるのでしょうか。

管財課長 990円を算定する計算式に月額14,000円を含んでおります。

D委員 特殊勤務手当も含んで990円ということでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

D委員 交通費などは省いて、基本的に支払われるものを時給換算して、この他に手当的なもので支払われているものはないということでしょうか。そう考えると、火葬業

務は感覚的にかなり低いように感じます。

C委員 特殊勤務手当は火葬業務に従事される方は一律に付くということでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

副市長 相当前に給料表からなくなっておりますので、そのままとなっております。

議長 令和2年度における最低額で、ほかに意見はありますか。施設の電話交換等及び火葬業務の最低額について、再検討すべきかどうかについて多数決により決したいと思いますので挙手をお願いします。

まず、全て再検討する必要はないと考えている方の挙手をお願いします。

< 1名挙手あり >

議長 続きまして、施設の電話交換等について、再検討が必要と考えている方の挙手をお願いします。

< 4名挙手あり >

議長 続きまして、火葬業務について、再検討が必要と考えている方の挙手をお願いします。

< 2名挙手あり >

議長 審議会の意見としては、電話交換等の業務については、再検討を求めたいという意見を付し、その他については、承認したいと思います。火葬業務については、委員から意見があったことを踏まえていただければと思います。

副市長 上昇率については、市に一任していただき、最低額を引き上げることとしたいと考えております。算定基準については、今後の課題として認識しております。

(5) 今後の課題について

議長 続きまして、議事5「今後の課題について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

< 管財課長から説明 >

議長 今この場で意見を出すのではなく、次回審議会において議論をするということで、今の段階で御意見、御質問等がありましたらお願いします。

C委員 保育士や図書館業務というのは指定管理になっており、市職員の給与を基準とする職種としてふさわしくないのではないかと思いますので、その辺のところをもう一度精査し、市職員の給与を基準とする職種としない職種をもう少し明確にしたいと思います。

副市長 保育士は3つの保育所が直営で、図書館も興風図書館が直営であるため、市の職員がおります。人事院勧告の上昇率と最低賃金の上昇率の間に相当の開きが生じておりますので、何を基準にするか発想を少し変えていかないといけないと考えております。一つの職種について、一つの基準だけで良いのかということもありますので、これまでの形にとらわれないような形で考えていかなければならないと考えております。

D委員 副市長の言うとおりの発想の転換をしていかないと、職種間の差を考えながら、ただ単に継ぎはぎするような手法では好ましくないと思います。公契約条例の趣旨に一度立ち戻る必要がある気もします。

最低賃金との絡みで言っても、最低賃金の施策の是非はともかくとして、少なくとも3%はずっと上げているという状況があり、必ずしも最低賃金を幾らかでも上回っていないといけないのかどうか、場合によっては、そこは最低賃金をとるという形も一つの選択肢かもしれないのではないのでしょうか。

職種間の賃金の格差については、そもそも何が正当なのか、分かるようで実は分からないけれども、逆転が生じると違和感があります。ある程度専門性が高いとか、大変な仕事というのは、それなりの見合った賃金が本来あるべきであり、私も今日はまだ答えを持っておりませんが、次回いろいろなアイデアが出てくると良いなと思っております。ここがおかしいという点は幾つもあると思いますが、むしろ公契約条例をうまく進めていくためにも、いろいろな案が出てくると良いのではないかと考えております。

5 その他

議長 続きまして、その他について、事務局からお願いします。

<管財課長から令和元年度立入調査結果について報告>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

C委員 時給換算という形で、自分の賃金が市が定める最低額を上回っているかどうかを把握しているか尋ねているということだとすると、給与の中には、時間外手当等も含まれることがありますが、それを労働時間で割った形での調査ということによろしいでしょうか。

管財課長 時間外手当は算定には含めませんが、日給の方については、日給の額を1日

の労働時間で割り、時給換算した額が最低額以上かどうか、賃金の確認方法も説明した中で理解をいただいております。

C委員 調査対象の方は、パートだけではなく、正社員のような月給制の方も入っているということでしょうか。

管財課長 月給制の方も対象となります。なお、自分の最低額を認識していない5人の方については、いずれも日給制の方でした。

副市長 令和2年度の最低額について、施設の電話交換等については、再検討との意見を頂きましたので、上昇率をどうするかは市に任せていただくとして、少なくとも令和元年度と同額というよりは、少し上昇させるという方向で再検討させていただきたいと考えております。資料に記載されている課題のほかにも、本日御指摘いただいたような課題もありますので、発想の転換も含めて、一つの考え方に絞るというよりはいろいろな考え方をたたき台としてお示ししたいと考えております。皆さんの意見を伺いながら、方向性を決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 第2回審議会の開催時期について、事務局からお願いします。

管財課長 2月下旬に開催したいと考えております。

副市長 2月の1回だけでは、結論は出ないと思っております。来年度も引き続き、令和3年度に向けて検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

6 閉会

会長 ほかにないようですので、令和元年度第1回野田市公契約審議会を閉会いたします。